

個人情報ファイル簿		
作成年月日（修正した場合には、直近の修正年月日）		令和6年4月1日
個人情報ファイルの名称		案内簿ファイル
行政機関等の名称		和歌山県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		和歌山県橋本警察署（橋本駅前交番、林間田園交番、中島駐在所、九度山駐在所、学文路駐在所、山田駐在所、高野幹部交番）
個人情報ファイルの利用目的		犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため
記録項目		氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、FAX番号、業種、非常時の連絡先
記録範囲		巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業者の代表者及びその非常時の連絡先
記録情報の収集方法		巡回連絡
要配慮個人情報		☒ 含まれる。 ☐ 含まれない。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		（名 称）和歌山県警察本部情報公開コーナー
		（所在地）和歌山市小松原通一丁目1番地1
		（名 称）和歌山県橋本警察署
		（所在地）和歌山県橋本市市脇四丁目2番2号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
個人情報ファイルの種別		☐法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐有 ☐無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル		☐ 該当する。 ☒ 該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	—

	行政機関等匿名加工 情報に含まれる情報 の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	—	
備 考	行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報 ファイルに該当しない理由について、本ファイルは紙媒 体で保存されている個人情報ファイルであって、加工可 能な状態とするために多大な作業を要するものであるこ とから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内 で加工ができないため。	